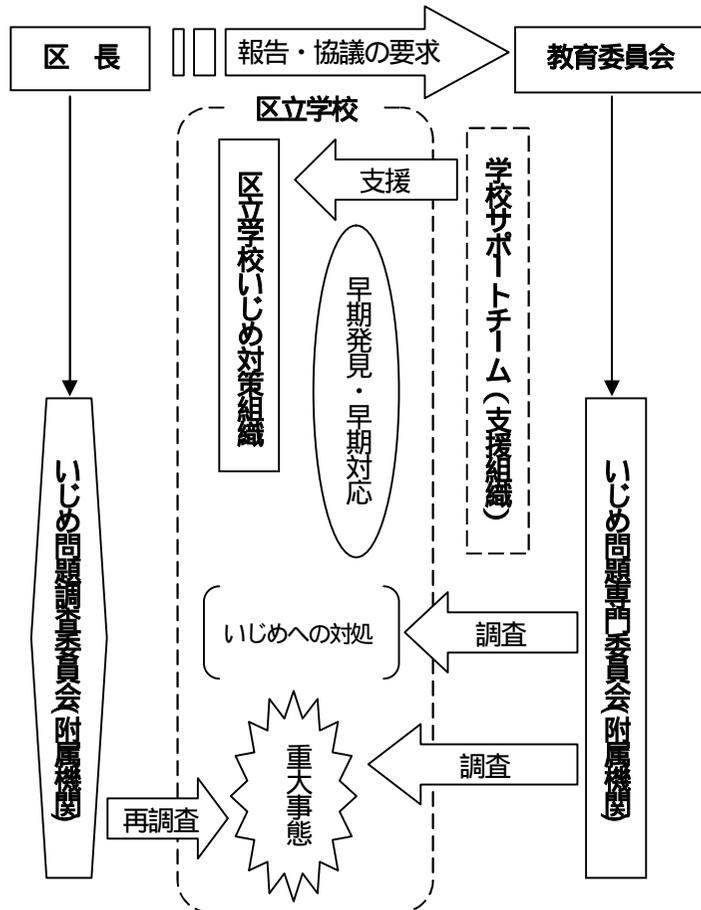


いじめ防止対策推進条例に基づく区の組織体制

墨田区いじめ問題対策協議会
 学校、教育委員会、児童相談所、東京法務局、警察その他の関係者による協議・連携



機 関 名	主な役割及び構成
墨田区いじめ問題対策協議会 <根拠：条例 13 条>	いじめの防止等の対策の推進に関する事項について、関係機関及び団体との協議や連携を図るための組織 <構成：学校、教育委員会、児童相談所、東京法務局、警察その他の関係者>
墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会 <根拠：条例 14 条>	いじめ防止等の対策を実効的に行う組織 対策の推進について教育委員会の諮問に応じ、調査審議し、答申するほか、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べる。 重大事態発生時には、事実関係等を明確にするための調査を行ない、その結果について教育委員会を通じて区長に報告する。 <構成：学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者>
墨田区いじめ問題調査委員会 <根拠：条例 33 条>	重大事態発生時に墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会による調査結果の報告を受けた区長が、必要に応じて再調査するための組織（区長は調査終了後、その結果を区議会へ報告する。） <構成：学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者>
区立学校いじめ対策組織 <根拠：条例 24 条> 各区立学校に設置	区立学校でいじめの防止等に関する措置を実効的に行う組織 <構成：区立学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者>
学校サポートチーム <根拠：都教育委員会いじめ防止総合対策> 各区立学校に設置	区立学校がいじめ対策組織を支援するための組織 東京都教育委員会いじめ防止総合対策に基づき、区立学校を支援する。 <構成：校長、副校長、主幹教諭、保護者、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子育て支援総合センター職員、児童相談所児童福祉司、警察職員により構成（スクールサポーター含む。）等>